

## 社会福祉法人共生 リスクマネジメント実施規程

### (目的)

第1条 社会福祉法人共生（以下「法人」という。）が運営する事業所で、利用者に被害が生じる事故や、被害は生じなかったものの「ヒヤリ・ハット」する事態の発生を防止する体制を確立することで、適切、安全な福祉サービスの提供に資することを目的とする。

### (実施内容)

第2条 法人は、事業所における利用者の安全確保及び利用者サービスの向上を図るために、次の各号に掲げる取り組みを行う。

- (1) リスクマネジメントの推進方策の検討
- (2) リスクマネジメントに関する取り組みの広報・周知
- (3) 事故が発生した場合の対応策の検討
- (4) リスクマネジメントに関わる取り組みを検討・推進するための体制整備
- (5) その他

### (実施体制)

第3条 各事業所は、管理者を責任者とするリスクマネジメント推進体制を整備する。

### (リスクマネジメント委員会)

第4条 各事業場は、第2条に規定する取り組みを行うための体制として、リスクマネジメント委員会を設置する。

- 2 リスクマネジメント委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。
  - (1) 管理者
  - (2) 管理者が必要と認める職員
- 3 委員会は、次の各号に掲げる所掌事務に関する協議、調査等の活動を行う。
  - (1) 事故防止の検討方策に関すること。
  - (2) 事故、ヒヤリ・ハットの分析及び再発防止策の検討に関すること。
  - (3) 事故防止のために行う職員に対する指示に関すること。
  - (4) 事故防止のために行う管理者等に対する提言に関すること。
  - (5) 事故防止のための啓発、教育、広報等に関すること。
  - (6) 事故についての訴訟に関すること。
  - (7) その他
- 4 リスクマネジメント委員会は、定期的を開催するものとし委員会の検討結果につ

いては、リスクマネージャーを通じて、所属職員に周知しなければならない。

(リスクマネージャーの配置)

第5条 ヒヤリ・ハット事例の詳細な把握、検討等を行い、事故防止に資するため、各事業所にリスクマネージャーを置く。

- 2 リスクマネージャーは、管理者が指名する。
- 3 リスクマネージャーの任務は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 事故原因や防止方策及び法並びにサービス提供体制の改善方法についての検討及び提言
  - (2) ヒヤリ・ハット体験報告の内容の分析及び報告書への必要事項の記入
  - (3) リスクマネジメント委員会において決定した事故防止及び安全対策に関する事項の職員への周知徹底
  - (4) 職員に対するヒヤリ・ハット体験報告の積極的な提出の励行
  - (5) その他、事故防止に関する必要事項

(報告等)

第6条 事業所で発生した事故及びヒヤリ・ハット体験についての報告は、事故等の発生後速やかに、別紙様式によりリスクマネージャーを通して管理者に提出しなければならない。

- 2 管理者は、事業所で発生した重大事故等について、利用者家族等のほか、県・市に対して遅滞なく報告しなければならない。
- 3 管理者は、事業所で発生した事故及びその対応処理の状況について、定期的に理事会で報告しなければならない。

附 則 この規程は、平成23年8月6日から施行する。

附 則 この規程は、令和3年4月1日から施行する。